

令和4年12月14日
保健医療局生活衛生部生活衛生課

市政記者各位

飼育鳥における高病原性鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について

令和4年12月7日に鳥インフルエンザの簡易検査陽性となった、福岡市内の飼養施設で飼育されていたコブハクチョウ1羽について、国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出された旨の連絡がありましたのでお知らせします。

1 飼養施設

福岡市東区西戸崎1 8-2 5
国営海の中道海浜公園

2 これまでの経緯

1 2月7日（水）

- ・9時30分に同公園内の動物の森で飼育しているコブハクチョウ1羽が衰弱しているのを発見し、簡易検査を実施したところ陽性を確認
- ・11時45分から動物の森を閉鎖し、一帯の消毒や飼育水鳥の隔離を実施
- ・13時頃、当該個体死亡
- ・遺伝子検査のため、検体を国立環境研究所に送付
- ・環境省が飼養施設から半径10kmの範囲を野鳥監視重点区域に指定

1 2月14日（水）

- ・環境省から遺伝子検査の結果、高病原性のH5 亜型であるとの連絡

※12月7日以降、動物の森で飼育されている他の鳥の経過観察を行っていますが、異常は認められていません。

3 今後の対応

今回の結果を受け、引き続き環境省が定めている「動物園等における飼育鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」に基づき、施設管理者と協議しながら、他の飼育鳥の経過観察や飼養施設の防疫措置等を行ってまいります。

4 留意事項

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

【報道機関の皆様へ】

現地周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、謹んで頂きますようお願いいたします。

【参考情報】

福岡市ホームページ

「飼育鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの発生について」
https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/seikatsueisei/shisei/shiikuchou_toriinfuruenza.html

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_32.pdf

5 参考資料

環境省報道発表資料・・・別添

<p>【本リリースに関する問い合わせ先】 保健医療局 生活衛生課 椿本・藤沢 電話:092-711-4273(内 2253)</p>
--



環境省報道発表

令和4年12月14日（水）

飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （陽性確定 福岡県福岡市（飼養鳥国内4例目））

<国営海の中道海浜公園、福岡県福岡市同時発表>

1. 福岡県福岡市の飼養施設における衰弱したコブハクチョウ1羽について、令和4年12月7日（水）に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告を行ったところです。（令和4年12月7日（水）既報）
2. 当該コブハクチョウについて、国立研究開発法人国立環境研究所により遺伝子検査を実施したところ、同年12月14日（水）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨の報告がありました。
3. 本事例は、今シーズンで4例目の、飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生事例となります。
4. 飼養鳥については、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」に基づき自治体と適切な対応を講じてまいります。

<詳細は次ページ以降>

問合せ先
環境省自然環境局
総務課動物愛護管理室
代 表：03-3581-3351
室 長：野村 環
室長補佐：田村 努
担 当：串田 卓弥

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査※		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
飼養鳥国内4例目	12/7	福岡県	福岡市	衰弱飼養鳥	コブハクチョウ	12/7	陽性	12/14	高病原性H5亜型	12/7

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_32.pdf

以上